

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当)
に当たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 字の区域の変更
 - 保険医の登録
 - 家畜伝染病の発生
 - 土地改良区の設立認可の適否の決定(二件)
 - 土地改良区の役員の就任
 - 土地改良区の定款の変更の認可
 - 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定(二件)
 - 土地改良事業計画の決定
 - 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
 - 土地改良法による換地処分
 - 保安林の指定の解除
 - 保安林の指定予定
 - 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
 - 土地収用法による収用及び使用の裁決手続の開始の決定
 - 定猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第五百三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による浜湯山区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十八年一月三十一日現在の地番による。)
大字湯山字溝尻 澤	大字湯山字溝尻澤のうち九四一、九四二の一と一体をなす 国有地の一部以外の区域
大字湯山字太田	大字湯山字太田(一二四四の一) 合併の一部、一二四四の 二の一部、一二四四第二次一の一部及びこれらと一体をな す国有地 大字湯山字益田二四三七から二四四四まで、二四六八の六、 二四六九の四の一部、二四六九の七
大字湯山字太田	大字湯山字太田のうち一二二二の二から一二二二の四まで、 一二一三の一、一二一三の二及び一二一一と一体をなす国

<p>大字湯山字太田</p>	<p>有地の一部以外の区域</p>
<p>大字湯山字太田</p>	<p>大字湯山字太田澤のうち(一二四四) 合併の一部、一二四四の二の一部、一二四四第二次一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二五六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字溝尻澤九四一、九四一の一と一体をなす国有地の一部 大字湯山字太田一二二二の二から一二二二の四まで、一二二二の一、一二二二の二 大字湯山字東小屋一二五七の一部、一二五七の一の一部、一二五七の二の一部、一二六五の一部、(一二六六) 合併の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯山字鶴谷澤一三九一から一三九四までの一部、(一三九七) 合併の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯山字益田二四四五から二四四七まで、二四四八から二四五二までの一部二四六九の四の一部</p>
<p>大字湯山字東小屋</p>	<p>大字湯山字東小屋のうち一二五七の一部、一二五七の一の一部、一二五七の二の一部、一二五八の一部、一二六二の一、一二六三の一部、(一二六四) 合併の一部、一二六五の一部、一二六七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字太田一二一一と一体をなす国有地の一部 大字湯山字太田澤一二五六の一と一体をなす国有地の一部 大字湯山字船山一八三八の二、一八三九の二、一八四〇の一部、一八四一の二の一部</p>
<p>大字湯山字西小屋</p>	<p>大字湯山字西小屋の全域 大字湯山字東小屋一二五八の一部、一二六二の一、一二六三の一部、(一二六四) 合併の一部、一二六七及びこれらと</p>
<p>大字湯山字下河原</p>	<p>一体をなす国有地 大字湯山字下河原一三七三の一部</p>
<p>大字湯山字下河原</p>	<p>大字湯山字鶴谷澤一三七四の一部、(一三七五) 合併の一部、一三七七の一部、一三八二の一部、一三八八の一部、(一三八九) 合併の一部、一三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯山字船山一八四〇の一部、一八四一の二の一部</p>
<p>大字湯山字鶴谷澤</p>	<p>大字湯山字鶴谷澤のうち一三七四の一部、(一三七五) 合併の一部、一三七七の一部、一三八二の一部、一三八八の一部、(一三九〇) 合併の一部、一三九一から一三九四までの一部、(一三九七) 合併の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字下河原一三七三の一部及び一三七二、一三七二の一と一体をなす国有地の一部 大字湯山字白瀬ヶ鼻一四二四の一部、一四二六の一部、一四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇二、(一四〇三) 合併一、一四一一、一四二四と一体をなす国有地の一部 大字湯山字琴弾浦(一四二九) 合併の一部及びこれと一体をなす国有地 大字湯山字益田二四四八から二四五二までの一部、二四五</p>

大字湯山字白瀬ヶ鼻	三から二四五九まで、二四六七の二、二四六九の五
大字湯山字白瀬ヶ鼻のうち一四二一の一部、一四二四の一部、一四二六の一部、一四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇二、 $\frac{四四〇三}{四四〇四} \frac{四四〇五}{四四〇六} \frac{四四〇七}{四四〇八} \frac{四四〇九}{四四一〇}$ 合併一、一四 一、一四二四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字琴弾浦(四三〇) 合併の一部、一四三二の一部、一四三三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯山字益田二四六〇から二四六二まで、二四六九の六	
大字湯山字琴弾浦	大字湯山字琴弾浦のうち(四三〇) 合併の一部、一四三二の一部、一四三三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字下河原一三五六 大字湯山字白瀬ヶ鼻一四二一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字湯山字船山	大字湯山字船山のうち一八三八の二、一八三九の二、一八四〇、一八四一の二以外の区域
大字湯山字益田	大字湯山字益田のうち二四三七から二四六二まで、二四六七の二、二四六八の六、二四六九の四から二四六九の七まで以外の区域

鳥取県告示第五百三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 口 務	鳥齒第四四六号	昭和五十八年五月十八日
前 田 宏 治	鳥医第二、九二二号	昭和五十八年五月二十一日

鳥取県告示第五百三十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

豚丹毒	家畜伝染病の種類	豚	種類	患畜	区分	一	頭数	昭和五十八年六月二日	発生年月日	倉吉市大塚四六〇	発生場所	米子市新良路二五七六一	飼養場所
-----	----------	---	----	----	----	---	----	------------	-------	----------	------	-------------	------

鳥取県告示第五百三十七号

昭和五十八年四月一日付けで八頭郡船岡町大字殿五三九前田義孝ほか二十一人の者から申請のあつた大伊土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年六月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
船岡町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十八号

昭和五十八年四月十一日付けで八頭郡用瀬町大字古用瀬三三六池本茂晴ほか十六人の者から申請のあつた社土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年六月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
用瀬町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	小谷 巧	日野郡日南町神戸上一三八
"	金田 浩	" 二四五七
"	福田 迪也	" 二三二九
"	小谷 曉	" 八八一—
"	廣瀬 明正	" 一八九六
"	篠原 喜久	" 二二四
"	小谷 泰史	" 一〇四五—三
"	榎原 孝行	" 六九九—
"	内田 博長	" 二七八七—
"	塩見 裕司	" 上石見五六
"	小谷 秀人	" 神戸上二四八六
監事	瀧田 亀寛	" 一九一七一
"	松本 末子	" 五五四—
"	福田 定雄	" 上石見一〇三

昭和五十八年五月二十九日就任 任期昭和六十年七月二十六日まで

鳥取県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、郡家土地改良区の定款の変更を昭和五十八年六月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十一号

昭和五十八年四月十八日付けで久米ヶ原土地改良区から申請のあつた新に行おうとする土地改良（久米ヶ原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年六月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二—一久米ヶ原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十二号

昭和五十八年四月十八日付けで久米ヶ原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（久米ヶ原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一一久米ヶ原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月三十一日付けで八頭郡船岡町大字殿五三九前田義孝ほか二十一人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（大伊地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百四十四号

昭和五十八年四月六日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（西小鹿地区農業用排水とほ場整備を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五

号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十五号

昭和五十八年五月三日付けで鹿野町から申請のあった土地改良(河内地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、福部村から同村が行う土地改良事業に係る浜湯山区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字東河原四〇の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四十八号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字繁岩谷四七七、大字福山字曹源寺谷二の一、二の六、二の八、二の一〇、二の一〇、二の一〇、二の一三、字久原谷四六の三から四六の六まで、字カンナガ谷二四五の三から二四五の八まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十九号

昭和五十八年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

松江支店	松江市朝日町
------	--------

を

松江支店	松江市朝日町
松江北支店	松江市南田町

に改める。

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和58年6月14日

鳥取県収用委員会会長 山 根 博

- 1 起業者の名称
建設大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事（米子バイパス）
- 3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所
(1) 収用しようとする土地

所在	字	地番	地目		面積		収用裁決手續の開始を決定した土地の面積	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
			公簿	現況	公簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
米子市 宗像	乞食谷	423-1	山林	山林	5,719 m ²	6,734 m ²	892 m ²	有限会社 いわみや建材 代表取締役 岩宮義則	米子市花園町15番地	なし	
					425-8	原野	山林				
		妙見前	196	原野	山林	13 m ²	13 m ²				
	乞食谷	424-1	山林	山林	8,327 m ²	10,322 m ²	1,607 m ²	株式会社松江相互銀行 代表取締役 足立真重 代表取締役 西村邦彦	米子市東本町二丁目 35番地		
					425	原野	山林				
		妙見前	192-1	山林	畑	153 m ²	143 m ²				
	乞食谷	425-5	原野	畑	220 m ²	229 m ²	229 m ²	精山優顯	米子市宗像242番地		
					425-6	原野	畑				
		妙見前	191-2	田	雑種地	56 m ²	57 m ²				
		202-3	田	田	210 m ²	211 m ²	0.20 m ²	三村 議	米子市宗像407番地		
								不明ただし 持分も細川玉枝 持分も内田貴美枝 持分も大西 悟 又は 又は 日式丸自動車株 式会社 代表取締役 米原 穰 代表取締役 岡村吉太郎	西伯郡西伯町大字落合342番地の3 米子市東福原571番地の1 米子市宗像264番地 鳥取市天神町15番地	なし	

(2) 使用しようとする土地

所 在 地	番 地	地 目		積 積		使用済手続の開始を決定した土地の面積	氏 名	住 所	土地に関して権利を有する関係人	
		公簿	現況	公簿	現況					
米子市宗像	乞食谷	425-8	原野	山林	11,116	11,608	907	有限会社 いわむら 代表取締役 岩取智則	米子市花園町15番地	なし

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
を次のとおり開催する。

昭和58年6月14日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 亨 代 次

1 講習の種別

- (1) 初心者講習法第4条第1項第1号の規定により、猟銃又は、空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
 - (2) 経験者講習現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		昭和58年7月5日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第2庁舎 8階第23会議室	鳥取岩美、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

経 験 者	講 習
昭和58年7月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町1丁目151 鳥取県 米子警察署会議室
昭和58年7月28日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第2庁舎 8階第23会議室
昭和58年8月2日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県 倉吉警察署会議室
昭和58年8月17日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町1丁目151 鳥取県 米子警察署会議室
昭和58年8月25日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第2庁舎 8階第23会議室

3 受講対象者
(1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で狩猟、有害鳥獣駆除、又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空
気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟
銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して
3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を
1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては
3,000円、経験者講習にあつては1,500円）、に相当する鳥取県収入証紙
を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員
会に提出すること。